

別表第1 施設整備事業

施設整備事業	
1	畜産高度化支援リース事業のうち 堆肥保管施設整備リース事業（総事業費が5千万円以上のものに限る。）
2	肉用牛経営安定対策補完事業のうち 新規参入円滑化対策事業
3	沖縄食肉価格安定等特別対策事業のうち （1）食肉等流通合理化施設整備事業 （2）肉豚生産基盤改善対策事業のうち ア 養豚施設等総合整備事業（機器整備に係るものを除く。） イ クランブル飼料製造施設整備事業
4	食肉流通施設等設備改善支援事業のうち 食肉処理等効率化・コスト低減施設整備事業 食鳥処理施設整備事業（衛生管理の促進に関するものを除く。）
5	食肉流通施設等設備改善支援事業のうち 家畜市場施設整備事業（家畜市場衛生対策及び家畜市場地域対策を除く。）

注：1は平成26年度まで、2～3は平成27年度までの事業であり、1は平成30年度、2は平成33年度、3は平成31年度まで事後評価の対象となっている。

別表第2 年総効果額算出方法

評価対象事業	年総効果額の算出方法
<p>1 畜産高度化支援 リース事業のうち 堆肥保管施設整備 リース事業（総事業費が5千万円以上のものに限る。）</p>	<p>年総効果額＝堆厩肥生産量増加効果額＋地域生活環境改善効果額（衛生水準向上効果額、水質改善効果額）＋廃棄物処理費節減効果額</p>
<p>2 肉用牛経営安定 対策補完事業のうち 新規参入円滑化 対策事業</p>	<p>年総効果額＝畜産経営体所得向上効果額＋堆厩肥生産量増加効果額＋労働時間削減効果額＋地域生活環境改善効果額（衛生水準向上効果額）＋生産環境改善効果額</p>
<p>3 沖縄食肉価格安定等特別対策事業のうち</p>	
<p>(1) 食肉等流通合理化施設整備事業</p>	<p>年総効果額＝畜産関連経営体所得向上効果額＋地域生活環境改善効果額（衛生水準向上効果額、水質改善効果額）＋生産環境改善効果額</p>
<p>(2) 肉豚生産基盤改善対策事業のうち</p>	<p>＋地域雇用創出効果額</p>
<p>ア 養豚施設等 総合整備事業 （機器整備に係るものを除く。）</p>	<p>年総効果額＝畜産経営体所得向上効果額＋堆きゅう肥生産量増加効果額＋労働時間削減効果額＋地域生活環境改善効果額（衛生水準向上効果額）＋生産環境改善効果額</p>
<p>イ クランプル 飼料製造施設 整備事業</p>	<p>年総効果額＝畜産経営体所得向上効果額＋畜産関連経営体所得向上効果額＋労働時間削減効果額＋生産環境改善効果額</p>

評価対象事業	年総効果額の算出方法
<p>4 食肉流通施設等 設備改善支援事業 のうち 食肉処理等効率 化・コスト低減施設 整備事業 食鳥処理施設整 備事業（衛生管理の 促進に関するもの を除く。）</p>	<p>年総効果額＝畜産関連経営体所得向上効果額＋地域生活環境改善効果額（衛生水準向上効果額、水質改善効果額）＋生産環境改善効果額＋地域雇用創出効果額</p>
<p>5 食肉流通施設等 設備改善支援事業 のうち 家畜市場施設整 備事業（家畜市場衛 生対策及び家畜市 場地域対策を除 く。）</p>	<p>年総効果額＝畜産関連経営体所得向上効果額＋堆厩肥生産量増加効果額＋労働時間削減効果額＋地域生活環境改善効果額（衛生水準向上効果額、水質改善効果額）＋生産環境改善効果額＋地域雇用創出効果額</p>

別表第3 施設整備事業の基準

事業名	項目	基準額	
<p>1 肉用牛経営安定対策補完事業のうち</p> <p>地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業（税抜き）</p> <p>災害緊急支援対策事業（税抜き）</p> <p>2 食肉流通施設等設備改善支援事業のうち</p> <p>食肉処理等効率化・コスト低減施設整備事業及び食鳥処理施設整備事業（衛生管理の促進に関するものに限る。）（税抜き）</p> <p>家畜市場機能高度化等施設整備事業（家畜市場衛生対策及び家畜市場地域対策に限る。）（税抜き）</p>	<p>a：電気牧柵（ソーラー式、ポリワイヤー2段張り）</p> <p>b：牧柵（有刺鉄線3段張り）</p> <p>c：簡易給水施設</p> <p>d：簡易牛舎</p> <p>e：施設の改造に必要な資材の支給</p>	<p>120,000円+220円/m</p> <p>600円/m</p> <p>120,000円/式</p> <p>20(23)千円/m<sup>2</sup></p> <p>10千円/m<sup>2</sup></p>	
	<p>a：簡易牛舎</p> <p>b：施設の補改修に必要な資材の支給</p>	<p>20(23)千円/m<sup>2</sup></p> <p>10千円/m<sup>2</sup></p>	
	<p>a：ナイフ消毒槽</p> <p>b：手洗器（ナイフ消毒槽一体型）</p>	<p>220千円/台</p> <p>400千円/台</p>	
	<p>家畜隔離所</p>	<p>35(42)千円/m<sup>2</sup></p>	

事業名	項目	基準額
3 酪農経営支援総合対策事業のうち酪農生産基盤強化事業（税抜き）	a：簡易牛舎	20(23)千円/m <sup>2</sup>
	b：施設の改造に必要な資材の支給	10 千円/m <sup>2</sup>
災害緊急支援対策事業（税抜き）	a：簡易牛舎	20(23)千円/m <sup>2</sup>
	b：施設の補改修に必要な資材の支給	10 千円/m <sup>2</sup>
4 養豚経営安定対策補完事業のうち災害緊急支援（税抜き）	a：簡易豚舎	20(23)千円/m <sup>2</sup>
	b：施設の補改修に必要な資材の支給	10 千円/m <sup>2</sup>

注1：1、3及び4の事業の基準額の括弧内は、地域の実情等やむを得ない事由により、基準額（20 千円/m<sup>2</sup>）を超えて施工する必要があるとして、都道府県知事との協議を経て理事長が認めた場合に適用される額である。

2：2の事業の基準額の括弧内は、特別地域に適用される額である。

なお、特別地域とは、①豪雪地帯対策特別措置法第2条により指定された地域、②離島振興法第2条により指定された地域（小笠原諸島振興開発特別措置法及び奄美群島振興開発特別措置法並びに沖縄振興特別措置法の対象地域を含む。）のいずれかに該当する地域をいう。

#### 別表4 施設整備事業以外の事業

施設整備事業以外の事業
別表第1の事業及びBSE関連対策の事業を除く全ての畜産業振興事業

注：BSE関連対策の事業とは、以下のものをいう。

畜産副産物適正処分等対策事業のうち畜産副産物有効活用整備事業（うち畜産副産物分別処理等施設整備）

別表5 施設整備事業以外の事業のコスト分析基準

事業名	項目	基準額（税抜き）
各事業共通経費	a：会場借料	会議等1回1日及び参加者1人当たり1,500円
	b：講師謝金	1時間当たり7,900円 (大学教授級)
	c：委員等謝金	1日当たり7,900円 (本省課長補佐級)
	d：旅費	機構が別に定める留意事項の規定により算定した額とし、当該留意事項に定めがないものについては事業実施主体等の定める規程に基づき算定した額
	e：原稿料	400字当たり1,500円
	f：アルバイト賃金	1日当たり9,400円
	g：システムエンジニア	1日当たり37,200円
	h：プログラマー	1日当たり32,950円

別表第6 環境と調和のとれた農業生産活動規範の対象事業

対 象 事 業 名
加工原料乳生産者経営安定対策事業
肉用牛繁殖経営支援事業
肉用牛肥育経営安定特別対策事業
養豚経営安定対策事業
酪農経営支援総合対策事業
肉用牛経営安定対策補完事業
養豚経営安定対策補完事業
畜産高度化支援リース事業
畜産経営環境対応強化緊急対策事業
畜産特別支援資金融通事業

別表第7 飼料自給率向上対象事業

対 象 事 業 名
肉用牛経営安定対策補完事業

別表第8 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置の対象事業

対 象 事 業 名
肉用牛肥育経営安定特別対策事業
養豚経営安定対策事業
酪農経営支援総合対策事業
肉用牛経営安定対策補完事業
食肉流通改善合理化支援事業
養豚経営安定対策補完事業
畜産高度化支援リース事業
畜産経営環境対応強化緊急対策事業
畜産特別支援資金融通事業
家畜防疫互助基金支援事業

別表9 事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となる場合の報告代替  
措置の対象事業

対 象 事 業 名
加工原料乳生産者経営安定対策事業
肉用牛繁殖経営支援事業
肉用牛肥育経営安定特別対策事業
養豚経営安定対策事業
酪農経営支援総合対策事業のうち
乳用後継牛緊急確保事業
酪農経営安定化支援ヘルパー事業
乳用牛能力向上事業
肉用牛経営安定対策補完事業のうち
地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業
養豚経営安定対策補完事業
畜産特別支援資金融通事業
畜産副産物適正処分等推進事業のうち
肉骨粉適正処分対策事業